

「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」について

【設立趣旨】

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用、バン型等セミトレーラーの駆動軸重や車両長の制限の緩和が開始されました。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、警察、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、道路損傷等の防止に資する大型車通行の適正を図るための取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」を設立するものです。

「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、警察、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、広報活動を中心とした取り組みを展開し、大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換、道路損傷等の防止に資する大型車通行の適正を図るための取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、警察、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、会長を置く。

3. 会長は、中国地方整備局 道路情報管理官が努め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報(課題含む)の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に会長が召集する。

2. 会長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

3. 連絡協議会には必要に応じて、地域部会(山陽・山陰)を設けることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省 中国地方整備局 道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年10月 5日から施行する。

大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会委員 名簿

(順不同・敬称略)

○関係企業団体

- ・中国地方商工会議所連合会 地域振興担当部長 下平 雅文
(広島商工会議所)
- ・中国経済連合会 社会基盤部長 高見 佳宏
- ・一般社団法人 鳥取県トラック協会 専務理事 前田 裕明
- ・公益社団法人 島根県トラック協会 専務理事 宮城 了三
- ・一般社団法人 岡山県トラック協会 専務理事 田中 明夫
- ・公益社団法人 広島県トラック協会 専務理事 山根 徹吾
- ・一般社団法人 山口県トラック協会 専務理事 高橋 則彦

○警察

- ・中国管区警察局 総務監察・広域調整部 広域調整第二課長 名越 優晴
- ・鳥取県警察本部 交通部 交通指導課長 柴田 亙
- ・島根県警察本部 交通部 交通指導課長 青木 厚
- ・岡山県警察本部 交通部 交通指導課長 小田 正人
- ・広島県警察本部 交通部 交通指導課長 山田谷 清
- ・山口県警察本部 交通部 交通指導課長 伊勢嶋 満良

○道路管理者及び関係行政機関

- ・国土交通省 中国地方整備局 道路部 道路情報管理官 高橋 利彰 (会長)
- ・国土交通省 中国地方整備局 道路部 交通対策課長 安野 聡
- ・国土交通省 中国運輸局 自動車交通部 貨物課長 橋本 孝之
- ・国土交通省 中国運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官 井村 数弥
- ・国土交通省 中国運輸局 自動車技術安全部 保安・環境調整官 村田 敏彦
- ・国土交通省 中国運輸局 自動車技術安全部 技術課長 吉木 清久
- ・鳥取県 県土整備部 道路企画課長 山内 政己
- ・島根県 土木部 道路維持課長 山崎 泰助
- ・岡山県 土木部 道路整備課長 鈴木 正人
- ・広島県 土木建築局 道路河川管理課長 城田 俊彦
- ・山口県 土木建築部 道路整備課長 本山 司
- ・岡山市 都市整備局 道路港湾管理課長 頼経 秀智
- ・広島市 道路交通局 道路管理課長 梶田 亨
- ・西日本高速道路株式会社 中国支社 保全・サービス事業部交通管制課長 岩崎 竜二
- ・本州四国連絡高速道路株式会社岡山管理センター管理営業課長 大谷 勝也
- ・本州四国連絡高速道路株式会社尾道管理センター管理営業課長 村岡 良文
- ・広島高速道路公社 総務部 交通管理課長 菅原 光敏